

○南会津町会津高原憩の家条例

平成18年 3 月20日

条例第160号

(設置)

第1条 野岩鉄道会津鬼怒川線及び会津鉄道会津線利用者の利便に供するため、
会津高原憩の家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会津高原憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町会津高原憩の家

位置 南会津町滝原字夏井1086番地 1

(施設)

第3条 南会津町会津高原憩の家（以下「憩の家」という。）の施設は、別表
第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第4条 憩の家の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関
する条例（平成18年南会津町条例第53号）の規定により、法人その他の団体
であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせ
るものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域観光等の宣伝及び案内に関する業務
- (2) 地域物産品の宣伝及び紹介に関する業務
- (3) 憩の家の利用の許可に関する業務
- (4) 憩の家の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

第6条 削除

(行為の制限)

第7条 憩の家において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。なお、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品等を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類すること。
- (3) 業として写真又は映写等の撮影をすること。
- (4) 興業を行うこと。
- (5) 展示会、集会その他これらに類すること。
- (6) 火気及び危険物等を使用すること。
- (7) 募集、勧誘その他これらに類すること。
- (8) 広告物の掲示その他これらに類する表示をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が憩の家の管理上支障がないと認められる場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

4 指定管理者は、第1項の許可に際し憩の家の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第8条 憩の家において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び備品を損傷し又は汚損すること。
- (2) 草花木等を伐採及び採取すること。
- (3) じんかい等を投棄すること。
- (4) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) その他指定管理者が特に定めた行為

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の会津高原駅前広場条例（昭和61年田島町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和7年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

憩の家施設

施設名	摘要
休憩所	鉄骨造1棟
連絡橋	鉄骨造1箇所
イベント広場（兼）駐車場	1箇所
広場内車両通路	
緑地	2箇所